

令和5年度第1回札幌市文化財保護審議会

日時 令和5年7月24日（月）13：30～

会場 札幌市民プラザ4階控室402

次 第

1 開 会

2 議 事

I 経常事業（文化財係関係）

II 経常事業（埋蔵文化財係関係）

III 政策事業

IV 札幌市の文化財保護制度の在り方について

3 閉 会

1 開 会

○事務局（宮村） それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長の宮村が進行のほうを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ここからは、座って説明させていただきます。

本審議会は、札幌市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存や活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議するものですが、審議事項がない場合でも、年2回程度、本市の文化財行政について御報告等をさせていただくとともに、委員の皆様から御意見等をいただく機会を設けております。

令和5年3月をもちまして、任期満了に伴う、当審議会委員の皆様の改選がございましたので、本日は、現任期において委員の皆様にお集まりいただく最初の機会となります。どうぞよろしくお願いいたします

それでは、開催に先立ちまして、市民文化局長の前田より御挨拶を申し上げます。

○事務局（前田） 皆さん、こんにちは。市民文化局の前田でございます。

今年の4月に着任をいたしましたので、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今のお話しにもございましたけれども、新たな委員の皆様もお迎えいたしまして、札幌市文化財保護審議会、今年度の1回目ということでございます。皆様には、本当に大変お忙しい中御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から札幌市の文化財行政の推進に特段の御配慮、御尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

昨年度の審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面及びオンラインのハイブリッド開催ということでございましたが、今回は感染症法上、5類への移行ということを受けまして、対面での開催ということにさせていただきました。

本市におきます文化財の取組につきましては、後ほど改めて詳しく御説明をさせていただきますけれども、まず、文化財施設の耐震化や保存・改修につきましては、国の指定しております重要文化財である旧札幌控訴院庁舎、札幌市資料館の保存修理事業が今年度事業化をいたしました。

また、市指定の有形文化財でございます清華亭、そして旧黒岩家住宅、こちらにおきましても耐震保全改修を進めているところでございます。

また、令和2年3月に設立をいたしました札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会が主体となって進めております各種事業につきましては、今年の3月をもって3年が経過いたしましたので、今年度はこれまでの取組を振り返りながら、次年度の取組というふうにつなげてまいりたいと考えております。

さらに皆様の御意見を頂戴いたしまして検討を重ねてまいりました文化財保護制度の在り方につきましては、今年度、札幌市地域文化財認定制度というものを創設いたしまし

て、これから候補物件を募集するということをございます。

今年度も文化財の保護と、そして保存、活用に努め、さらなるまちの魅力の向上を目指してまいりたいと考えております。

結びになりますが、本日はぜひ活発な御審議を頂戴しますとともに、今後とも本市の文化財行政の推進にお力添えを賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（宮村） 大変申し訳ございませんが、前田は別の業務と重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（前田） 申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（宮村） それでは、本日の資料につきまして確認させていただきます。事前に送付いたしました資料を御覧ください。

まず、1枚ものの資料が2点、次第と委員名簿がございます。

次に、「札幌市文化財保護条例」、「札幌市文化財保護条例施行規則」、「札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領」、札幌市文化財保護審議会傍聴要領」といった審議会の関係規定類をまとめたものが5枚、両面印刷で配付しております。

それとは別に、表紙に令和5年度札幌市文化財保護審議会（第1回）と記載された資料がございます。こちらは、1ページから8ページが本編、続けて9ページから68ページまでが別添資料となっております。別添資料には、それぞれ右肩に1-1から1-2まで資料番号を付してございます。お手元に資料はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

そのほかに、交通費など支払いに必要な「口座振替申出書」、「請求書」を入れたクリアファイルなどが入った資料を、今期から委員になった3名の皆様には置かせていただいております。よろしくお願いたします。

続きまして、委員を紹介させていただきます。委員名簿を御覧ください。

本年4月1日付で皆様に委員として委嘱をさせていただきました。今期より新たに御就任いただいた3名を含む、10名の委員の皆様にご就任をいただいております。何とぞよろしくお願いたします。

なお、略式で大変申し訳ございませんが、委嘱状は皆様の机の上に置かせていただきましたので御了承願います。

次に、委員を御紹介させていただきます。

私から、名簿の順にお名前のみ紹介させていただきますので、一言ずつ御挨拶いただければと思います。よろしくお願いたします。

まず、池ノ上委員お願します。

○池ノ上委員 池ノ上です。よろしくお願します。旧永山邸、豊平館などに関わらせていただいております。よろしくお願します。

○事務局（宮村） 泉委員です。

○泉委員 札幌観光協会の泉と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。私、文化財、その活用の分野での委員就任なのだろうと自分なりに理解しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 内山委員です。

○内山委員 東海大学の内山です。今回2期目になりますが、まだちょっと札幌市の文化財行政について不慣れな部分があるかと思えますけれども、引き続きよろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 往田委員です。

○往田委員 往田と申します。よろしくお願いいいたします。北海道建築士会札幌地区に所属しておりまして、北海道建築士会本部のヘリテージ・マネジメント特別委員会に所属しております。北海道ヘリテージマネージャーであります。建築物の保存・活用というところでいろいろ学びを重ねておりまして、現在講座生のフォローですとか、講座運営ですとか、そういったところで携わらせていただいております。よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 甲地委員です。

○甲地委員 甲地と申します。北海道博物館に引き続き勤めております。昨年度末にめでたく定年退職となりまして、ただいま再任用で同じく北海道博物館で働かせていただいております。よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 高瀬委員です。

○高瀬委員 こんにちは。北海道大学の高瀬と申します。考古学が専門ですので、主に埋蔵文化財関係のほうについて発言が多くなるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 谷本委員です。

○谷本委員 谷本でございます。よろしくお願いいいたします。私も北海道大学に勤めておりまして、専門は日本史で古文書関係でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 田山委員です。

○田山委員 北海道文化財保護協会の田山修三です。よろしくお願いいいたします。文化財活用のほうになると思います。とりわけ教育の専門分野となるかと思えます。教育に関わることを主に発言させていただきます。よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 富士田委員です。

○富士田委員 富士田です。3月31日まで北海道大学に勤めておりまして、定年退職いたしました。植物園で園長をやっているんですけど、あそこは重要文化財の建物群があって、補修のお金がどこからも出なくてずっと苦勞してきたところなのですが、それから解放されてちょっと楽になりました。あとは残った者でうまくやってもらいたいと思っています。

記念物が担当と書いてありますが、植物生態学が専門で植物関連の天然記念物に関しては文化庁さんと協議することがあるので、そちらのほうはある程度分かるのですが、文化財関係などは委員の皆様方が御専門なのでお任せしたいと思います。何とぞよろ

しく申し上げます。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

今年の4月に機構改革等の人事異動があり、施設担当係の所属が替わったこともありまして、文化財課職員のほか、文化振興課職員も併せて紹介させていただきます。

まず、文化部長の柏原です。

○事務局（柏原） 柏原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 文化財課長の栗山です。

○事務局（栗山） 栗山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 文化振興課長の高橋です。

○事務局（高橋） 高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 文化財課埋蔵文化財係長の石井です。

○事務局（石井） 石井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 同じく、文化財課埋蔵文化財普及啓発担当係長の藤井です。

○事務局（藤井） 藤井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 文化振興課施設担当係長の澁谷です。

○事務局（澁谷） 澁谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 同じく、文化振興課資料館担当係長の田中です。

○事務局（田中） 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 文化財課文化財係、湯浅です。

○事務局（湯浅） 湯浅です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 同じく立花です。

○事務局（立花） 立花です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 同じく佐藤です。

○事務局（佐藤） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 同じく印口です。

○事務局（印口） 印口です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮村） 最後に、私、文化財課の文化財係長の宮村です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の成立についてでございます。

本日は10名中、照井委員から欠席の連絡があり、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、会長・副会長を選出いただきます。

札幌市文化財保護条例施行規則第3条により、「会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理」し、副会長は、「会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理

する」こととされており、その選出は、委員の互選によることとされております。

委員の皆様からの御提案がなければ、事務局より御提案をさせていただくところですが、何か御提案はございますでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

○事務局(宮村) 事務局一任という声がありましたので、事務局のほうからは、前任期において会長をお願いしておりました谷本委員を引き続き会長に、副会長には内山委員に御就任いただく案を提示させていただきます。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局(宮村) ありがとうございます。

それでは、会長は谷本委員に、副会長は内山委員に決定させていただきます。

谷本会長、これより議事の進行をお願いしたいと思います。

まず、座席のほうの移動をお願いしたいと思います。

それでは、ここから谷本会長のほうに議事進行をお願いいたします。

2 議 事

○谷本会長 皆さん御承認いただきありがとうございます。谷本でございます。それでは、これから進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

スムーズに議事進行が図られますように、先生方の御協力どうぞよろしくお願いいたします。

また、今日は傍聴の方がいらっしゃるというふうにお伺いしておりますが、この傍聴要領等、これを遵守していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の議事ですが、議事が4件ございます。お手元の議事次第に従って進めてまいります。

では、議事のI、「経常事業(文化財係関係)」、これにつきまして事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(宮村) それでは、令和4年度の事業報告になります。

(1)の市内文化財の指定等についてでございます。

資料のほう、1ページを御覧ください。

(1)市内の文化財の指定等についてですけれども、令和4年度の市内指定登録文化財の状況については、資料の9ページから11ページの別添資料1-1、1-2を御覧ください。こちらに、市内の指定登録文化財の一覧の資料をつけております。令和4年6月29日に、北海道大学が所有する「北海道大学空沼小屋」が国登録有形文化財に登録されたところでございます。それ以外については、変化はございません。

資料の1ページにお戻りください。次に、札幌市所有文化財の保存・活用についてでございます。

札幌市が所有する指定登録文化財のうち、建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう、適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用の在り方を検討の上、修繕や復元、耐震化等保存・活用工事を実施し、観覧施設等として公開を行っているところです。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなど、適正な保存と活用に努めております。

文化部では、15件の指定文化財を所管しているほか、市有施設等において、地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っております。指定管理者制度を導入している時計台、豊平館、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸及び旧三菱鋳業寮のうち、時計台と旧永山武四郎邸及び旧三菱鋳業寮は、指定管理期間の満了に伴い、令和5年度から令和9年度までを期間とする指定管理者の選定を行いました。

結果といたしまして、両施設とも指定管理者に変更はございませんでした。

資料の12ページを御覧ください。別添資料1-3は、主な札幌市所有文化財の管理方法や公開状況、観覧者数をまとめた資料になります。

文化財施設の観覧者数は、多い順に時計台、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸、豊平館となっております。令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの影響によりまして、観覧者数は大幅に落ち込んでおりますけれども、令和4年度は、コロナ前の水準に戻っている施設もあるところでございます。

次の、別添資料1-4は、札幌市が土地または建物を所有している市内の郷土資料館を一覧にまとめたものです。

資料の1ページのほうにお戻りください。(3)無形文化財保存伝承事業について御説明いたします。

札幌市では、市指定無形文化財、丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事であるアシリチェブノミの保存伝承事業に対する補助事業を行っており、令和4年度も両保存団体から申請がなされました。このうち、丘珠獅子舞については、新型コロナウイルスの影響により催事は中止、伝承事業も活動が制限され、補助対象となる活動実績がなかった旨の報告を受けております。また、アシリチェブノミは豊平川河川敷にて、一般の観覧者数も含めて、約100名程度が参加して実施されたものでございます。

次のページを御覧ください。(4)文化財普及啓発について御説明いたします。

令和4年度は、市民等に対して文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員向けの文化財普及啓発講座等を実施いたしました。例年実施している札幌市文化財保護指導員による文化財普及講座は、新型コロナウイルスの影響により、申し込み実績が2件、小学生向けの出前教室である「学校DEカルチャー」も1件にとどまってしまいました。

次に、(5)その他の主な取組について御説明いたします。

これまで御説明した以外に、時計台創建記念日記念事業がございます。時計台をより市民に親しんでもらうための活動を行っている「時計台まつり実行委員会」により、「時計

台創建144周年記念式典」及び「記念演奏会」が開催されました。例年は、この事業への補助を行っていましたが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大により、記念行事の規模を大幅に縮小されたこともありまして、令和3年度に続き補助の申し出がなかったことから、この行事に対する広報等の支援を行ったものでございます。

次に、2、令和5年度実施予定事業について御説明いたします。

記載しておりますとおり、(1)の札幌市所有文化財の保存・活用は継続。

(2)無形文化財保存伝承事業については、丘珠獅子舞からは、既に補助金の申請がされておきまして、9月18日の敬老の日に実施予定の丘珠神社例祭に奉納される予定と聞いております。

また、アシリチェプノミについては、実行委員会から申し出がありまして、今年度は新たな体制づくりのために、事業そのものは実施しない旨の申し出を受けたところでございます。

(3)の文化財の普及・啓発については、文化財保護指導員による文化財普及講座を継続するほか、冊子「札幌の文化財」や「文化財めぐりマップ」の配布を継続します。

その他の、時計台創建記念日記念行事への支援も継続してまいります。

資料に記載はありませんけれども、旧札幌控訴院庁舎は、今年度で現在の指定管理者による管理が終わることから、今年度新たな指定管理者の選定事務を行っているところでございます。

以上で、I、經常事業（文化財係関係）についての説明を終わります。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

I、經常事業（文化財係関係）について、令和4年度の事業報告から令和5年度の実施予定事業について御説明をいただきました。

今のことについて、御意見、御質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、御報告いただいたということで、議事を進めさせていただきたいと思っております。

では、議事のII。經常事業のうち、埋蔵文化財係関係について御説明をお願いいたします。

○事務局（藤井） 埋蔵文化財担当係長の藤井と申します。私のほうからは、埋蔵文化財関係の令和4年度事業報告及び令和5年度事業予定について御説明いたします。

まずは、3ページでございます。

まず、埋蔵文化財保護事業ですが、市内の埋蔵文化財については、現在542カ所となっております。昨年度から変更等はございませんでした。

令和4年度の協議件数等につきましては、表1のほうに記載してございます。括弧の数字は、4年度の件数から3年度の件数を引いた数字でございまして、件数の増減を表しております。前年度と比べますと、相談は公共事業、民間事業とも大きく減少しましたが、実際に協議を行った件数、届け出が提出された件数は、やや減少をして、全体として減少

傾向というふうになってございます。

なお、埋蔵文化財保護のための手続に関しましては、ホームページ上で埋蔵文化財包蔵地分布図ですとか、取扱いのフローチャートを掲載しておりまして、随時更新しながら最新の情報を提供しているところでございます。

発掘調査事業につきましては、表2のほうに整理してございます。令和4年度は、西区八軒にありますN434遺跡で、縄文、それから擦文調査及び北区屯田町にありますK498遺跡で縄文の調査を実施いたしました。

また、令和3年度に発掘調査を実施いたしました北区屯田町のK496遺跡について、発掘調査報告書を刊行してございます。

続きまして、普及啓発事業について説明させていただきます。

まず、埋蔵文化財センターの普及啓発事業につきましては、表3のほうにまとめてございますが、4年度につきましては、展示室休館等の臨時措置等は行っておりませんで、団体利用休止など、一部制限は継続したものの、入館者数が前年比で約2倍、新型コロナウイルス感染症の影響がほぼなかった令和元年度程度までの回復をいたしております。約9割ぐらい。

なお、出前講座につきましては、年度当初から展示室の団体利用につきましては、10月から、対応を再開してございます。これは、4年の9月に出了た政府の基本方針の変更を受けて対応を再開しているということになります。

埋蔵文化財展示室の企画展につきましては、4月から2月の中旬まで、縄文世界遺産の登録決定記念パネル展を開催しまして、2月中旬から3月末までは、縄文世界遺産と札幌の縄文土器展ということで実施をしてございます。

続きまして、丘珠縄文遺跡の運営管理事業について説明させていただきます。

4年度につきましては、通常どおり4月29日に体験学習館をオープンしまして、こちらも臨時休館等の措置は行っておりません。来場者数は、約6万人あった元年度のピーク時に比べて、7割程度の回復ということになります。また、団体利用、それからボランティア活動、養成講座、火おこし体験、土器接合パズル、それから縄文土器づくり、縄文玉づくり等につきましては、一部制限つきではございますが、実施をしているというところでございます。

発掘調査につきましては、8月26日から9月27日まで、ボランティアの参加人数を制限して実施をしてございます。発掘調査期間中に、現地を公開する遺跡公開デーにつきましても、感染対策を行いつつ開催してございます。

以上が、4年度の事業報告になります。

続きまして、令和5年度に実施を予定しております主な事業計画について御説明させていただきます。

4ページの下段になりますが、まず埋蔵文化財保護事業ですが、今年度の発掘調査事業につきましては、発掘調査が1件、それから報告書作成が1件でございます。

発掘調査の現場作業のほうは、北区屯田町のK498遺跡になります。こちらは、昨年度の調査地点のすぐ隣に当たりまして、縄文文化の遺物が見つかっているところでございます。発掘の作業のほうは、6月の初めから既に実施をしております、10月の中旬まで実施する予定でございます。

報告書作成業務につきましては、昨年度に発掘調査を実施いたしました西区八軒のN434遺跡につきまして報告書作成を行い、年度末に刊行する予定でございます。

次に、今年度の普及啓発事業についてですが、まずは、今年の5月の連休明けに新型コロナウイルス感染症が法律上の5類に移行したことから、感染対策を講じつつも、各種普及事業を順次復活しているところをございまして、展示室を活用した校外学習ですとか、団体見学での制限についても撤廃をしているところです。

企画展等につきましては、現在縄文世界遺産と札幌の縄文土器展を開催しているところですが、この9月から特別展、それから11月からは企画展を実施していく予定でございます。

続きまして、丘珠縄文遺跡についてですが、こちらも予定どおり4月29日からスタートしておりまして、5月の連休明け以降は各種制限等を撤廃しまして、無料・有料とも体験学習メニューを復活しております。

有料メニューとなる縄文土器づくりにつきましては、今週の末、土日を使いまして、それから縄文玉づくりにつきましては、来週の週末土日を使いまして実施をしていく予定でございます。また、発掘調査につきましても、ボランティアの参加で調査を実施していく予定でございます。発掘調査指導等を含めた養成講座ですとか、遺跡公開イベントにつきましても、順次実施をしていく予定でございます。

新型コロナが5類に移行したとはいえ、感染症自体がなくなったわけではありませんので、埋蔵文化財センター、丘珠縄文遺跡とも、感染対策はしっかりしながら各種事業を実施していくこととなりますが、昨年度に関しましては、さすがにコロナ前の利用者数まで回復するということまでは行きませんでしたので、今年度はより多くの方に利用していただけるよう、さらなる工夫を図っていきたく考えているところでございます。

以上が、令和5年度の実施予定の事業でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

令和4年度の事業報告と、それから令和5年度の実施予定事業について御説明をいただいたところでございます。これに関して、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

高瀬委員。

○高瀬委員 昨年も今年度も、報告書の作成が事業に入っていますが、報告書はネットでPDFの公開を行っていますでしょうか。○事務局（藤井） PDFにはしているのですが、ネットで公開しているところまでは行っていません。

○高瀬委員 何か障壁があるのですか。よくあるのが著作権の問題で、執筆者全員から許諾が取れないとかというのはある。

新しくつくる報告書については、最初から原稿を依頼するときに、そういう前提でお願いしておけば問題ないかと思います。全体の流れとして、ネットで公開するという方向になってきているかと思いますので、札幌市もぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。よろしく御検討いただけますようお願いいたします。

ほかには、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

では私から。表3の見方なのですが、括弧の中は、令和3年度の例えば人数は、令和3年度が1万8,453人で、令和4年度が3万7,231人というふうに見ればよろしいということですか。分かりました。ありがとうございます。ちょっと確認させていただきました。

ほかには、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、事務局におかれましては、よろしくお進めいただければと思います。

では、続いて議事を進めてまいります。議事のⅢ、「政策事業」のうちの「1 歴史文化のまちづくり推進事業」、これについて御説明をお願いします。

○事務局（宮村） 資料の5ページになります。本事業は、札幌市と市民有識者等が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査や活用等の取組を推進するものでございます。

令和2年の3月に設立した札幌市、札幌観光協会、札幌商工会議所の三者からなる札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による各種事業の推進のほか、市内の文化財のデータベース化、郷土資料館の支援手法の検討を行っております。

（1）文化財データベース事業について御説明いたします。

令和2年度から行っている事業であり、市内の指定・登録文化財、札幌ふるさと文化百選の選定物件、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物、一部を除く郷土資料館の収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築しておりまして、令和3年3月からインターネットで公開しているものです。

併せまして、データベースに登録された情報をスマートフォン向けのアプリ「にっぽん風景なび」というものに掲載を、令和3年6月から開始しているものでございます。

データベースの情報につきましては、令和5年度以降も継続して追加・更新をしていきたいと考えております。

次に、（2）協議会による事業について御説明いたします。

令和2年度以降、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツである関連文化財群及びストーリーの設定に向けた市民ワークショップを開催しており、令和2年度は、「大友掘」、「開拓使」、「札幌軟石」の3テーマ、令和3年度は「縄文文

化」、「札幌オリンピック」の2テーマ、令和4年度、昨年度は、本日御出席の田山委員にも専門家として御参加いただきました、「都心で楽しむ季節の催し・風物詩」、そして「積雪寒冷地に成立した大都市」の2テーマについて、参加者の意見など踏まえまして、関連文化財群等の設定をしたものです。

また、文化財や歴史文化を観光資源等として活用する取組を促すため、ボランティアガイド講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを作成しました。

資料の14ページ以降を御覧ください。ここから、各事業の詳細を添付しております。15ページには、ボランティアガイド講習会や市民ワークショップの開催状況。17ページには、文化財モニターツアーの実施状況。18ページには、関連文化財のPR及び関連文化財群の周遊促進パンフレットの製作状況。また、19ページにはシンポジウムの開催状況の資料を添付しているところがございます。

資料の20ページを御覧ください。令和4年度取組としまして、札幌の観光情報サイトである「ようこそさっぽろ」に令和2年度に設定した関連文化財群のテーマである、「開拓使」、「大友掘」、「札幌軟石」の周遊パンフレットに、飲食店情報を追加したページを掲載しました。併せて、英訳版も掲載しております。

その下になりますけれども、豊平館と旧永山武四郎邸と三菱鉱業寮について、3DVRを制作し、各施設のホームページ等で公開しているところがございます。

これら協議会による事業については、文化庁からの補助金を主な財源として実施してきましたが、令和5年度は、総括評価期間とされており、補助金の交付が受けられないことになっております。そのため、事業規模は若干縮小し、市民ワークショップ、シンポジウム、子ども向けの周遊パンフレットを製作する予定としております。

そのほか、「ようこそさっぽろ」のホームページに、令和3年度と4年度に設定したテーマの関連文化財等のページを追加するほか、新規事業として、郷土資料館の担い手である地域団体が自立的に館の運営をしていくための手法を探るモデル事業と、未指定・未登録の文化財の掘り起こしも含めた調査を行う予定としております。資料は、21ページから23ページです。

資料の5ページにお戻りください。下段の(3)郷土資料館の支援について御説明いたします。

こちらは、札幌市が土地または建物を所有している郷土資料館において、入館者数の低迷や展示内容の陳腐化、管理運営に係る保存団体等の高齢化による担い手不足など、様々な課題を抱えていることから、その手法を検討するとしております。

令和3年度は、過去に札幌市で実施した、市民・各郷土資料館へのアンケート及び各郷土資料館へのヒアリング結果をもとに抽出した課題について、他都市の取組状況を調査し、その各課題に資する効果的な取組を調査検討するとともに、将来的に札幌市へ求めら

れる方策を整理しました。

令和4年度は、前年度までの整理を踏まえまして、文化庁が建物を所有する札幌村郷土記念館、簾舞郷土資料館、つきさっぶ郷土資料館、新琴似屯田兵中隊本部の各郷土資料館の収蔵品のうち、特に発信したいものを「北海道デジタルミュージアム」というものに登録したほか、魅力発信の足がかり及び来館者の利便性向上のためのインターネット環境を整備したところです。

令和5年度はパンフレット製作を行いまして、各館の持つ収蔵品や館の特色をPRする予定としております。

歴史文化のまちづくり推進事業の説明は、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

議事のⅢ「政策事業」のうち、「1 歴史文化のまちづくり推進事業」について、令和2年度からの取組の上に立った令和4年度の実践、それから令和5年度以降の計画についての御説明がありましたが、これについて何か御質問、あるいは御意見等あれば、ぜひいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、事務局においては、引き続きよろしくお願いいいたします。

続いて、議事のⅢ「政策事業」のうち、「2 文化財施設等保全事業」について御説明をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 文化財施設等保全事業について、私のほうから説明をさせていただきます。資料の6ページの中段辺りに、文化財施設等保全事業と記載のある部分でございます。

当該事業は、文化財施設の適切な保存のため、事後修繕に頼るのではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的として、平成29年度に事業化し、現在も継続しております。

令和2年度からは、施設の耐震化も事業として位置づけましたほか、令和3年度からは、対象を文化財課所管の郷土資料館まで広げておりまして、詳細については別添資料で説明させていただきたいと思っておりますので、26ページのほうをお開きいただけますでしょうか。別添資料5になります。

初めに概要ですが、当該事業は文化財課所管の文化財施設及び郷土資料館について、保全計画に基づいた計画的な保全改修を行う事業として位置づけております。耐震化未実施の施設については耐震診断を実施し、保全改修に併せて耐震改修を行うこととしております。

また、今年度からは防災施設整備も本事業のメニューとして追加しております。

事業のメニューを追加した理由については、2の経緯の後半部分に記載しているのですが、平成31年4月のノートルダム大聖堂の火災ですとか、令和元年10月の首里城の火災の後、文化庁が防火対策ガイドラインや防災施設整備の指針を策定したことを受けまして、本市においても国指定重要文化財から優先して防災施設整備を進めるため追加

することとしました。

下段のほうの、3、これまでの実績の部分ですが、平成30年度と令和元年度は各施設の保全計画の策定を行い、計画に基づく修繕及び改修工事は、令和2年度から実施しております。

令和4年度につきましては、清華亭の耐震保全改修実施設計、旧黒岩家住宅耐震診断のほか、計画に基づく修繕として、ここには記載は細かくしておりませんので、口頭のみで失礼させていただきますが、計画に基づく修繕としては、豊平館、旧黒岩家住宅、三菱鉱業寮の外壁修繕、それと八窓庵の外構の修繕、また、時計台及び札幌村郷土記念館の照明のLED化、それと手稲記念館給水管修繕及び照明のLED化等を実施しております。

次の27ページのほう御覧いただきまして、4、令和5年度の計画、こちらになります。大きく修繕、耐震、その他の3項目に分けております。

表にございますとおり、修繕のほうでは、八窓庵、内・外の土壁の修繕ですとか屋根の修繕。豊平館のほうは、窓・棟飾り、非常用蓄電池設備の修繕。新琴似屯田兵中隊本部では、外壁他修繕を予定しております。

耐震に関係する部分については、清華亭耐震保全改修工事、旧黒岩家住宅が耐震基本検討、こちらは後ほど別資料で詳しく御説明させていただきます。

その他の部分としましては、清華亭展示物の整備、郷土資料館4館については、建築基準法12条点検、国指定重要文化財に関しては、防火対策概略検討を予定しております。

先ほど、耐震に関して、別資料で詳しくと申し上げた部分を説明させていただきますけれども、まず清華亭の耐震保全改修工事について、29ページ、別添資料7のほうを御覧ください。A3の横に長い蛇腹折りのもの、工事の工程表みたいなものになっていると思います。

表の一番上の列のところに、準備・打ち合わせという項目になっている列がありますが、御覧のとおり、5月8日に工事は着手しております。それをずっと右まで見ていただくと、12月のところに、12月8日というふうに数字入っていると思うのですが、工期としては、12月8日竣工予定となっております。年が明けてから、1月に入ってから展示の整備を行いまして、現状の展示物を主に踏襲するのですが、英語表記を加えたりですとか、リフレッシュする予定でございます。開館については、来年の5月1日にオープンを予定しております。

この工程表で言うと、現在は7月の末の辺りになりますけれども、外壁の下見板の取り外しをおおむね終えまして、土台の取り替えですとか、屋根板金ぶきの作業に入っているところです。

次の30ページから36ページまで、こちらは工事管理者から提出された施工状況の写真、こちらを参考に添付しております。

これらの写真をもとに、報告書としてまとめる業務を別途発注しておりまして、今回の工事で明らかになったことも含めて、記録として残す予定としております。

続きまして、37ページのほうを御覧ください。こちらが、昨年度実施しました旧黒岩家住宅の耐震診断結果の概要版の資料となっております。この診断結果を踏まえまして、今年度基本検討業務を行っております。既に発注済みで、今履行期間になっております。

検討の方向性について、概要を説明させていただきたいと思いますが、この建物、旧簾舞通行屋とも呼ばれていますが、皆様御存じのとおり、旅行者や荷物を運ぶ人馬の宿泊、休憩所として、開拓使によって建てられた建物です。

37ページの右側の中段辺りに、改修履歴の一覧表が載っていますが、明治5年、1872年に新築されまして、明治20年に現在地に移築、その後、馬小屋や納屋からなる新棟が増築されております。昭和59年、1984年には、札幌市の有形文化財に指定されまして、昭和60年、解体復元工事を行いまして、現在が簾舞郷土資料館として公開されております。

当該建物は、これまで耐震診断を実施しておりませんで、耐震性の不足の可能性があることから、昨年度診断を実施いたしました。

このまま38ページのほうを御覧いただきまして、左側に平面図が載っているのですが、ちょっと文字が小さくて見えづらくて申し訳ないのですが、左側平面図のおおむねその左半分が、明治5年に建てられた旧棟です。右半分が、明治20年以降に増築された新棟となっております。

このページの右半分のほう、赤い枠で囲んであります部分が、今回目標とする耐震性能を示しておりまして、清華亭のときと同じように、安全確保水準を目指すこととしました。

一番下の表のところにも目標とする数値を記載しておりまして、大地震時に崩壊しないために必要な耐力の1.0倍以上1.5倍未満というのを目指すという内容なのですが、昨年度の耐震診断をした結果、39ページに進んでいただきたいのですが、右上赤で囲んでいるところが耐震診断の結果なのですが、上の段は積雪時、その下に無積雪時、二つのパターンで記載しておりますが、通常1.0倍、1.5倍を目指しているところ、上のほうの積雪時で、X方向は0.233、Y方向は0.333ということで、倒壊する可能性が高いという判定が出ております。

次に、40ページに進んでいただきまして、左半分の1行目のところに、本建物の耐力要素が筋交いと土塗り壁であり、耐震性が不足していることが判明したというふうにございますが、必要な耐震性能を満たすためには、壁体の強度を増す方法が考えられますが、文化財価値に与える影響を小さくするため、できるだけ補強箇所を減らし、耐震性能を向上させる必要があります。

本年度の耐震基本検討業務では、文化財的価値に配慮し、意匠性を損なわないこと、部材を極力傷めないこと、創建当時の部材をできる限り残すことを目標として、最適な補強方法を検討してまいります。

なお、40ページの下の平面図について、旧棟と新棟の記載が左右逆で文字が書かれて

しまっておりまして、おわびして訂正いたします。

それでは、一度27ページのほうに戻っていただいでよろしいでしょうか。5番の今後の予定という部分になりますが、こちらがまた飛びまして、資料の6、28ページから、A3の横の大きい年表みたいな資料になります。

こちら、これらはあくまで想定でございまして、事業ですとか予算は、現時点においては未確定事項となっておりますことを御注意願います。

上から、清華亭、旧黒岩家、新琴似屯田兵中隊本部、永山邸、三菱鉱業寮、琴似屯田兵村兵屋跡、豊平館、八窓庵、時計台というふうに並べておりますが、事業予算の平準化等もございまして、一遍に全て手をつけることができませんので、来客数の多いところですか、文化財の指定登録等の種類の違いで優先順位をつけて、このように一旦想定しております。

清華亭については、今まさに休館して工事を行っておりますが、令和5年、6年で工事を終える予定です。それに引き続き、旧黒岩家住宅のほうで、今年度基本設計を行っておりますので、来年度は実施設計、再来年は工事というふうに入れればと思っております。それ以外についても、御覧のとおり耐震診断ですとか、老朽化している外壁の修繕とかを計画的に進めていく予定です。

それでは、27ページに戻っていただきまして、こちらの文化財施設等保全事業の課題として、6番に記載をしております。こちらに、三つ書かせていただいておりますが、文化財施設修繕について、資材の高騰及び木工事、左官工事の職人不足に伴う修繕費用の増加ですとか、施工業者不足によって事業の進捗への影響が出始めているようなところを課題として考えてございまして、このため、予防修繕の予算割合を減らして、事後修繕に充当していくことですか、文化財施設の施工を行える業者の確保が課題となっている状況です。

それと、耐震改修工事については、やはり工事の規模が大きくなりますので、数か月から1年程度の休館が必要になる見込みでございまして、事前調整、周知、休館の対応、代替の展示をどうするかですとか、また、火災報知設備等の撤去作業中の防火対策について検討する必要があると考えています。

また、工事では壁を解体して補強するなど、大がかりな改修となることを見込まれるため、文化財価値を損ねることなく、可能な限り既存材料を使用するなどの対応が求められます。

実際、今工事中の清華亭では、火災報知器を一度外さなければいけないので、無線の報知器を臨時でつけまして、機械警備と連動させて警戒できるようにしております。

最後に、追加防災施設整備についてというところですが、文化庁の指針に基づく防災施設の追加整備事例は、全国的にはまだ少ないと考えられまして、比較検討が難しい中、概略検討業務の成果品の妥当性判断がなかなか難しいところがあるなど感じているところで、各文化財施設の特性に依じた追加防火対策を順次講じる必要がありますので、高額な

費用をかけずに、軽微な修繕で電気火災の未然防止に効果がある放電検出ユニットですとか、感震ブレーカーの先行設置を検証したのですけれども、各施設の既存の電気設備との型式が合わなかったりしまして設置困難になっており、大半が大規模改修の工事時期まで追加整備ができない状況となっております。

文化財施設等保全事業については、以上で説明を終わらせていただきます。

○谷本会長 ありがとうございます。

議事のⅢ「政策事業」のうち、「2 文化財施設等保全事業」について、これまでの経緯、ならびに今年度の計画の主な課題について詳しく御説明いただきました。

今のことについて御意見、また何かアドバイス等あればぜひいただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

池ノ上先生。

○池ノ上委員 ちょっと質問が三つぐらいあります。

一つは、先ほど施設の保全事業の計画をお知らせいただいたのですが、例えば三菱鉱業寮さんとか、豊平館とか、ペンキ塗りだと思うのですね。ペンキは、ペンキの耐用年数があると思うのですけれども、それを見越した補修計画になっているのかどうかというところが一つと、あと先ほど防災の話があったのですが、もちろんお金のかかる話なのですけれども、私が昔関わっていたところで、湘南で結構放火が、吉田茂邸とか、私が関わっていたモーガン邸とか幾つか、放火で何度も燃やされてしまうみたいなのがあったのですけれども、そういう放火も含めた防犯・防災というか、この対策みたいなのがどれぐらいされているのかとか、火をつけられることが防げないにしても、つけられた後の対応みたいなのがどれぐらいなのかというところが二つ目と、あと三つ目が、これは必要最低限の保全計画だと思うのですけれども、まさに活用を考えたときの美化であったりとか、観光での活用のための改修みたいなことというのが、何か計画されていることがあるのかというところで教えていただけたらと思います。

○事務局（澁谷）

一つ目のペンキですけれども、おっしゃるとおりで、まずは今ここに当てはめている改修サイクルというのが、この事業が平成29年度に事業化されたときに、保全計画というものを施設ごとに、設計事務所に委託してですけれども、作っていただいて、それに乗っ取ったものになっているのですが、特定のペンキ固有の耐用年数ということでの計画ではなく、一般的に塗装の耐用年数という考え方なので、実際、豊平館を御覧になったら分かると思うのですけれども、すでに塗装の剥離が見受けられます。

○池ノ上委員 そうですね。三菱鉱業、結構環境にもよると思いますけど、やっぱり5年とか10年ぐらい、短いサイクルでちょっとずれてきています。

○事務局（澁谷） そうなのですよ。日当たりですとか雪のたまり具合、北側ですと特にいつまでも解けないで残っているので、湿気で木部の塗装の痛みが、その建物の中でもばらつきがあって進行している部分が出てきてしまっていて、それに乗っ取った計画には

ちょっとっていないので、そういう部分に関しては、劣化が進んだところに特化した何か別発注の修繕をしなければいけないなど感じているところです。

こんな形で、ペンキの部分は回答になっていますでしょうか。

○池ノ上委員 はい。

○事務局（澁谷） それと二つ目の防災の部分ですけれども、まさにこれ文化庁からも言われているお話なのですが、放火という火災リスクに対して、有効な方法としては、炎感知器というのが最近ございまして、ちょっと見てくれとしてはあまりよろしくないですけれども、建物の敷地内に街路灯みたいなポールを立て、その頭頂部にセンサーがついていて、例えばですけれども、時計台であれば、ああいう単純な四角い敷地なので、四つ角に立てておけば、ライター等の炎の揺らぎを感知して警報を鳴らすとか、そういったものもございまして、今回の検討業務の中では、そういった手法も併せて考えたいと思います。

時計台で言えば、夜間も警備員が常駐しているので、そういった機器による感知と人的な対処というところを組み合わせていくですとか、そういった検討を進めることになるのかなと思っています。

それと、最後三つ目、活用を踏まえた美化の部分ですけれども、対象施設が多く、まだ耐震診断ですとか、耐震改修の未完了のものも控えている中で、なかなかそういった美化という部分での集客ですとか、お客様目線での美観的な部分の対応というのは、積極的にはできていない状況になっていまして、あくまで、まずは安全・安心に建物を使っていたで、健全に文化財を保存できるという最低限の部分の完了した上で、次のテーマとして取り組んでいくことになるのではと感じていますが、具体的な事業としては、まだ文化財施設等保全費には乗せていないところです。

○池ノ上委員 ありがとうございます。防災の部分は、おっしゃられた警備というか、備えの部分と、あと永山邸もそうですけれども、夜間警備をされているので、人での対応というのがあると思うのですけれども、その火だけでないかもしれないですけれども、何かこう害する要因が発生したときに、どう対応するのかみたいな、例えば文化庁は放水銃をつけなさいとかいろいろ入れていますよね。スプリンクラーをつけなさい、そういうところ、お金がどれもすごくかかるものなのですけれども、その辺りは、まだ札幌市の建物では対応しているところはない形ですか、人的に消火をするという？

○事務局（澁谷） 時計台には、放水銃を整備しております。

○池ノ上委員 あと、例えば美化の話だと、今、観光庁さんとかが結構、文化庁もやっていますけれども、補助金をつけるような事業をしていると思うのですね。文化財の観光対応みたいな。それは、もしそういうことがあれば、そういうことに取り組んでいくという可能性はあるということですか。

○事務局（澁谷） そうですね。おっしゃるとおり、実は平成30年度に、時計台の外壁塗装の劣化の進行が著しかったので、たまたまそのときに文化庁が、美観の保持に資する補助メニューを設けておりまして。

○池ノ上委員 美化事業みたいなものでしたよね。

○事務局（澁谷） はい。美しい何かという変わったテーマの補助金をたまたまメニューとして設けていたので、そういうのが単発で出たときには活用するですとか、そういったことも過去にはしていましたので、そういう機会があれば、積極的に活用できるように取り組んでいくべきと感じております。

○池ノ上委員 すみません、ありがとうございます。

○谷本会長 ご意見ありがとうございました。事務局においては、具体的な御指摘もありましたので、ぜひ御検討をいただければと思います。

往田先生、どうぞ。

○住田委員 現実的はどうかはちょっとよけておいてほしいのですけれども、例えば清華亭にしても、黒岩家住宅にしても、札幌市を代表する文化財であることから、耐震ということはとても大事なテーマで、安心・安全ということは優先するのですけれども、例えば専門学校生とか、建築を学ぶ大学生とか、タイミングを見て現場見学というような機会、札幌市の文化財がどのように改修されるのかというような経過を見学できるタイミングがあればいいのではないかなというふうに思いました。

学生対象だけではなくて、文化財改修をやってみたいような建築家の方とか、設計施工会社の方とかも、参考事例として見る機会があれば、より市民が市民のために文化財を修復していくということが身近になるのではないかなというふうに感じました。

工程が決まっているので、もう今施工もされているので、そこら辺とても難しいところではあると思うのですけれども、どこかのタイミングであれば、市民が愛する文化財になる布石になるのではないかなというふうにちょっと思いました。

大人対象ということは、もちろんヘルメットを使ってということが前提ですけれども、ある程度安全が担保された段階においては、例えば小学生とか、もう出来上がりの段階の関係で、もう最後にペンキを塗るぞとか、土間をちょっと整備するだとか、そのタイミングで見るというのも、札幌の文化財がどうなっているかという、見る一つの現地学習的なものになるのではないかなというふうにも思いました。

それと、郷土資料館についてなのですけれども、これ大体ボランティアの方が運営されてらっしゃいますし、一応芳名録に名前を記載する前提にはなっていると思うのですけれども、名前書かないで入場する方も非常に多いと思いますが、コロナも絡んでいるので、近年かなり減ってはいると思うのですけれども、来場者数の推移というのは、これは例えば時計台とか、資料館とか、豊平館でしたら、ある程度カウントはされやすいと思うのですけれども、郷土資料館の来場者数のカウントというのは、なかなかしづらいのではないかなと。大体学校単位での現地学習が中心となっていて、大人が見るという機会でもカウントされるということは少ないのではないかなと思うので、そこら辺きちんとした何かデータみたいなものがあれば、より今後というところでいいのではないかなというふうに思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。

いまの御発言につき、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（澁谷） 御指摘、御意見ありがとうございます。

一つ目の学生の工事現場の見学といったようなことについてですが、今年度、都市局が発注する工事なのですけれども、都市局の建築職の職員に、現場を見せる見学会というのが計画されているようで、そこに例えば大学生も少数であれば入れられるかもという声がありまして、今模索をしているところです。

何分清華亭が、その敷地の狭い工事現場になっていまして、歩くところもままならないという状態なので、極力実現できればいいなとは思いますが、現地の作業員さんの作業の進捗が最優先になってしまうので、まずは検討を進めてみたいとは思っております。

全体的に今いただいた御意見は、文化財愛護精神を育むという意味で、子供から学生、またはジャンルの違う立場の設計者、施工者、幅広くそういった機会をつくるという御指摘だったかと思うのですが、まずは、今回の清華亭に関しては、敷地が狭いということもありますので、未来の設計者、施工者となり得るところで、学生を対象に検討してみたいなということです。

今後、別な現場で敷地にゆとりがあり、安全に見てもらえるような機会があれば、そういった設計・施工というような幅を広げた人たちへの情報提供、現場の実体験というところを広げていけるかどうか、検討してみたいと思います。

それと、郷土資料館の入場者のカウントの関係ですけれども、こちらは宮村係長のほうの業務のほうにも関わってきますが、御指摘のとおり、今は任意で名簿に手書きで書いていただいている、それでカウントができていくという状況で、書かない方もいらっしゃると思いますので、受け身な人数カウントにはなっているかと思っておりますので、今後はそちらの郷土資料館の活用のほうの事業とも連携して考えていければと思います。ありがとうございます。

○谷本会長

ほかにかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、続いて、議事のⅢ「政策事業」のうち、「3 時計台の保存修理事業」について御説明をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 引き続きまして、私のほうから、6 ページのほうに戻っていただきまして、下段の、3 番ですね。時計台保存修理事業について御説明させていただきます。

当該事業は、札幌のシンボルである時計台について、将来に継承していくための保存工事を計画するとともに、防火対策の強化や魅力アップ等さらなる集客を図るための整備を検討することを目的に、今年度から事業化したものです。

こちら、詳細については別添資料で御説明したいと思いますが、41 ページのほうを御覧ください。こちら、事業の概要について、先ほど申し上げたとおりとなりますので、

2番の経緯のところから説明しますが、時計台は平成7年1月から平成10年9月にかけて実施した耐震補強を含む保存修理工事以降、休館を伴う大規模な修繕は実施しておりませんでした。

アクションプラン2015に、時計台魅力アップ推進事業として位置づけまして、令和2年度に休館して、内部・外部ともに大規模改修工事を実施する計画だったのですが、先ほども少しお話が出ましたけれども、外壁の経年劣化の進行が著しかったため、平成30年度に5カ月間だけ休館して、外部改修のみ先行して実施することとなりました。

残りの内部改修については、短期間に2度の休館を避けるため、アクションプラン2019に位置づけることは認められませんでしたので、後年度に送ることとしました。

今回の休館までの対応としては、開館しながら改修できる範囲のみ、文化財施設等保全事業の中で実施することとしまして、令和元年から4年度の間消防設備の更新ですとか、照明のLED化を実施しております。

3のこれまでの実績のところ、それらの実施済みの更新等を記載しております。御覧のとおり、平成29年度の外部改修の実設計から30年度の改修工事、令和元年度が指定管理者のほうで消防設備の一部更新をしてくださったので、令和2年度は、その残りの消防設備の更新。令和3年度は、電気火災警報設備機器の設置ですとか、簡易冷房機器の試行導入も行っております。昨年度は、天井照明のLED化を行っております。

続いて、4番の部分ですが、令和5年度の計画です。こちらは、防火対策概略検討及び冷房設備導入基本検討を予定しております。

防火対策概略検討については、先ほどの話とも少し重複しますが、令和元年のノートルダムですとか首里城での火災の後、文化庁が防火対策ガイドラインを策定したことを受け、本市として取り組むこととしたものです。

当該ガイドラインでは、文化財特有の燃焼特性、脆弱性を理解し、文化財の特性に応じて、個別に総合的な防火対策を講じることを求めています。

札幌市時計台においては、先ほど御説明したとおり、平成10年に実施した耐震補強を含む保存修理工事以降、大規模な改修・修繕等は実施していなかったため、現状の防災設備は防火対策ガイドラインにて想定される火災リスクに対して、十分ではない状況です。そのため、今年度は防火対策概略検討業務を専門業者に委託しまして、時計台が抱える火災に対するリスクの把握、必要な設備の選定及び課題の洗い出し、設計時の検討事項や概算工事費等の整理を行いまして、今後作成することになる時計台保存活用計画のための基礎資料とする予定でございます。また、時計台以外の文化財施設については、豊平館や八窓庵など、国指定の重要文化財を先行して検討を進める予定です。

それと、令和5年度の計画の二つ目の冷房設備導入基本検討のほうですけれども、現在時計台には冷房設備がなく、複数台の扇風機を稼働させていますが、夏場は室温が30度を超える中御観覧いただいているケースもございまして、少数ではありますが、利用者から暑いという御指摘も受けている状況でありますので、冷房導入に係る検討業務を実施す

る予定です。

時計台は国指定重要文化財のため、冷房機器の設置に当たっては、室外機の有無ですとか配管経路、現状変更手続を含めた文化庁との協議が必要となりまして、ある程度の制約が想定されます。冷房機器を導入するとした場合、次の大規模改修工事に合わせて整備するのが合理的であると考えておりますが、どのような設備が導入可能か、課題の洗い出しや概算工事費の算定等を行いまして、今後作成する時計台保存活用計画のための基礎資料とする予定です。

続いて、5番の今後の予定の部分ですけれども、これは28ページ、別添資料6のほうを御覧ください。

先ほども、①から⑦の部分は御覧いただいたところですが、⑧番の時計台内部と、その下外部ということで、2列で表現しております。御覧のとおり、令和5年度は冷房設備導入基本検討と防火対策概略検討。来年度からは、オレンジの矢印で引っ張っておりますけれども、保存活用計画の検討を行いまして、将来的に令和10年度に休館しての工事を想定して、それに向けた検討ですとか設計を年々実施していく予定でございます。

最後に、41ページのほうに戻っていただきまして、6番の課題の部分ですが、工事の担い手の問題ですとか、休館中の対応等については、先ほどの文化財施設等保全事業でも御説明したとおり、時計台以外の文化財施設と共通する課題であると認識しております。

時計台特有の課題としましては、「附指定」となっております時計機械の適切な維持保全を継続できる体制づくり、こちらが課題となっているところでございます。

現在は、時計機械保存会に委託している保守業務には、保守技術の継承というものが業務の中に含まれておりまして、当該業務の一環として、ボランティアスタッフの募集を行ったところ、複数の応募がございまして、令和4年度からは、ボランティアスタッフへの定期的な技能研修を実施しているところでございます。

時計台保存修理事業の説明については、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

時計台の保存修理事業について、御説明をいただきました。2028年休館工事の予定ということですね。それに向けての取組計画等、事細かに御説明いただきましたが、これについて何か御質問、御指摘等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ところで、冷房がもし付くとしても、この資料にある2028年に工事をするということなのですか。

○事務局（澁谷） そうですね。どういった方法で実現するかにもよるのですが、休館できずにできるような工事が万が一検討できれば、もしかしたら大規模改修を待たずに。

○谷本会長 前倒しで？

○事務局（澁谷） 小規模な工事ですというところも検討しなければいけないとは思いますが、基本的には、休館したときに一気にというところが合理的かなとは思っています。

○谷本会長 冷房がないというのは知らなかったもので、お伺いしてみたところでした。分かりました。

○富士田委員 時計台のような木造建築物で、冷房のついているところってどこかあるのですか、この辺で。

○事務局（澁谷） 札幌市有の文化財ということでしょうか？

○富士田委員 あるいは、札幌市の近郊でもいいのですけれども、どうなのでしょう。

○事務局（澁谷） そうですね、記憶が定かでないのですが…。

○富士田委員 冷房をつけるとなると結構大変で、室外機どこに置くかもですし、水を外に排出するための配管なども必要です。つけている例があるのですか。

○事務局（澁谷） 永山邸も、冷房はないですよ。ナガヤマレストのところはあるでしょうけれども、ほかの部屋はないですし、豊平館も別棟のRC造のほうは完備ですが、木造のほうには部分的な整備だったと思われま。

○富士田委員 木造のほうについているのはあまり見たことないですから、ちょっとお伺いしました。

○池ノ上委員 本州にはあります。本州は、結構国指定。

○富士田委員 本州はついているのですか。つけないとどうしようもないでしょうね。分かりました。

○谷本会長 ほかに何かございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、議事を進めます。

続いて、議事のⅢ「政策事業」のうち、「4 旧札幌控訴院庁舎保存修理事業」、札幌市資料館の保存修理事業ですね、これについて御説明をお願いします。

○事務局（田中） 旧札幌控訴院庁舎、札幌市資料館保存修繕事業としまして、資料館担当の田中が御説明させていただきます。

まず、令和2年12月の国指定の重要文化財に伴い、これから歴史的価値を後世に伝承すること、また、貴重な財産として、今後も公開活用していくことを目的に、今年度から検討を開始しました。

事業手法としましては、重要文化財の指針や文化庁の指導などに基づいた耐震補強、そして文化財保護の観点を踏まえた保存修理、また、文化財理解を深めるための公開活用など、これらについて有識者による保存活用検討委員会を設置することを予定しております。その中で意見を伺いながら、どういう活用方法ができるのか、どういった耐震補強方法になるのかというのを進めていきたいと考えております。

令和5年5月末、この耐震診断と保存活用計画の策定業務の設計事務所が決まりましたので、現在どういった調査ができるのかというところで、既存の資料、平成28年に先行した基本計画とかの成果品も踏まえながら、どういう調査を進めているのかというのを今のところ検討しているところでございます。

こちらの耐震診断及び保存活用計画検討業務につきましては、2カ年かけましてまとめていこうというところでございます。

また、それ以降基本設計とか実施設計につきましては、これらの2カ年の動向を見ながら、実際にスケジュールを決めていくこととなりますので、7ページ目に示しています概略スケジュールにつきましては、令和7年度以降はあくまでも予定ということで、この流れに沿って進めていきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

今年度からの事業化ということで、今後の見通しについて御説明をいただきました。これについて何か御質問、御指摘、アドバイス等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

では、また事務局においては、今後とも引き続きお進めいただければと思います。

これで、議事のⅢ「政策事業」が全て終わったということです。

続いて、議事のⅣに進んでまいります。議事のⅣ「札幌市の文化財保護制度の在り方」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） 8ページを御覧ください。札幌市の文化財保護制度の在り方について御説明いたします。

この議題につきましては、これまでもこの審議会の中で議題としてきたところでございます。令和2年度、3年度での政令指定都市等への指定文化財制度の運用等に係る現況調査や価値評価基準に係る追加調査を踏まえまして、文化財の保存・活用をさらに促進するため、今後定期的な物件把握及び価値調査を実施していくこととしました。

これを踏まえ、令和4年度は、評価基準の検討と合わせて、「札幌景観資産」、「さっぽろ・ふるさと文化百選」、「北海道遺産」等、複数の制度で、その価値が認められている有形文化財8件のうち、建築年が古い3件の調査を実施しております。残りの5件は、令和5年度以降に実施したいと考えております。

調査結果につきましては、別添資料10及び11になりますけれども、それは後ほど説明いたします。

令和5年度は、前年度に調査した3件の市指定文化財等に向けた取組を進めるほか、追加調査としまして、「札幌市文化財保存活用地域計画」策定時に調査した建造物に対する現況調査及び追加調査を実施します。

また、引き続き価値評価の検討も進め、現況調査と合わせて価値評価を行い、市内の文化財の状況や価値を広く把握したいと考えております。

なお、未指定・未登録の文化財保存活用の機運醸成を目的に、令和5年度、今年から「札幌市地域文化財認定制度」を運用することとしております。

それでは、資料のほうの42ページを御覧ください。令和4年度札幌市指定有形文化財等候補物件選考調査業務の調査概要と結果になります。

調査期間及び委託先は、資料に記載のとおりです。

調査概要ですが、市内の未指定・未登録文化財のうち、文化財保護制度以外で複数の制度による指定や選定を受けている8件のうち、予算や時間的な都合により、下の表の3件について調査を実施いたしました。

調査の結果、1、現状確認になりますが、現地調査及び所有者等とのヒアリングを行ったものです。

次に、2、価値評価基準の検討についてです。札幌市指定文化財は、市にとって文化的価値が高いと認められるものと条例で定められておりますが、詳細な基準そのものがないため、指定文化財や国登録文化財に該当するかどうか、客観的に分かる評価基準を検討したものにになります。

(1) 評価基準の整理ですけれども、文化庁が示す既存の指定や登録基準を札幌市における評価基準の検討の基礎とし、加えて、その基準を満たすか判断するに当たり、どのような要素が必要となるか整理し、総合的に指定等の候補になるか、判断することとしたものです。

(2) 評価の考え方としましては、物件の基本的な情報が分からなければ評価ができないため、次の四つの項目を指定候補等の検討要素としたものです。

43ページの上になりますけれども、アの基礎情報として、基礎的な情報が確認できる資料がそろっているか、また、緊急度や優先度を検討する際の参考となるよう、劣化状況等も把握することが必要です。

イの特徴情報として、工事履歴の有無や建物の特徴、利用や管理の状況などを把握することで、物件がどのような歴史をたどり、使われてきたか、また、どのような価値を持っているかを明確にする必要があります。

ウの価値の評価として、基礎情報と特徴情報などをもとに、評価項目を歴史的価値、地域的価値、文化・芸術的価値、環境的価値、活用的価値、思い入れ価値の6種類に分類して評価することとしました。

多くの項目に該当することで、評価が高いということになります。また、建築年数だけではなく、ほかに何らかの付加価値があるからこそ、指定や登録文化財に値するという評価につながると思われるため、6種類の項目に広く該当することも要件の一つとしているところです。

エの総合評価として、これまで説明したアからウの結果を踏まえて、当該物件が指定や登録の評価基準である意匠的に、あるいは技術的に優秀かなどに照らし合わせて、市指定や国登録有形文化財に該当するかを判断することとしました。

このとき、基礎情報と特徴情報はそれぞれ判明しているかどうか、その上で建物の緊急度と重要度の結果をもとに基本評価、総評を行い、最終的に該当性を示すという流れになります。

このように整理し、評価した結果が、3模擬評価となります。

(1) 旧札幌製糖会社工場については、市指定有形文化財の該当性あり。

次のページ、(2)になりますけれども、カトリック北一条教会、司祭館カテドラルホールについては、国登録有形文化財の該当性あり。

(3) のカトリック北一条協会、聖堂については、市指定有形文化財の該当性があるとの調査結果となりました。

4の今後の動きになりますけれども、この調査結果を踏まえまして、所有者に説明するなど、市指定文化財あるいは国登録有形文化財に向けた取組を進めたいと考えております。

なお、昨年度の調査、あくまで模擬評価になりますので、今年度も調査業務でさらに検討を進めていく予定となっております。

また、昨年抽出した8件のうち、残り5件についても、順次調査をしていきたいと考えております。

より詳細な結果につきましては、45ページからの別添資料11になります。説明は、割愛させていただきます。

次に、67ページの資料を御覧ください。札幌市地域文化財認定制度概要になります。

この内容は、今年3月に開催しました令和4年度第3回保護審議会で御説明をしている内容となっておりますが、今年度から委員に就任した委員もおられますので、簡単にこの制度を創設するに至った経緯なども説明したいと思います。

お手元の資料には載っていないところですが、文化財を取り巻く社会情勢と札幌市の文化財保護制度における課題として、令和2年2月に策定しました文化財保存活用地域計画において、文化財を広く定義し、行政を含めた地域社会全体で文化財を保存・活用していく中で、行政が解決すべき課題が二つあり、一つは市指定文化財の新規指定というものが停滞しているということ。もう一つは、貴重な文化財が、その価値が見出されないまま失われる可能性があるということです。

これら課題解決に向けましては、既存の制度を活用した文化財の保護、幅広い文化財の掘り起こしなどが必要であると考えられることから、これまで札幌市のほうで実施してきた取組を踏まえて、さらに推進するための取組を行うこととしております。具体的な取組の一つが、先ほど説明させていただいた物件調査ということになります。もう一つの取組が、これから説明する地域文化財の認定制度になります。

文化財保存活用地域計画では、文化財を法令による指定等がなされているか否かに関わらず、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産と捉えておりまして、特に重要なものは、既存の制度の中で保存と活用に努めるところですが、未指定や未登録の文化財を発信することで、その価値や魅力を市内外に広く伝え、文化財保護の機運醸成を図ることを目指す制度になります。

資料の図にあるように、指定や登録の制度の下に、地域文化財というものがあるイメージでお考えください。

対象となる文化財は、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産。文化財保護法や道、市の文化財保護条例で指定・登録されているものは除きます。記念物や文化的景観を除き、おおむね50年を経たものとしします。分類については、文化財保護法に基づいた分類としております。

資料の裏面、68ページになりますけれども、認定までのスケジュールの流れになります。8月から広報を募集し、11月から2月まで物件などの整理・精査。その後、文化財保護審議会から意見を聴取し、3月には認定・公表という流れで考えております。

推薦に当たりましては、原則所有者の同意を必要としております。また、所有者または管理者は、適切に管理し、保存・活用に努めることとしますが、金銭的な支援というものはございません。認定されたものにつきましては、き損や滅失、現状変更を行う際には届出をしていただくことが必要で、管理や現状変更等に際しては、文化財課に助言を求めることができるものとしております。

資料は、市の内部向けに説明したものを添付しておりますので、その影響でしたり、Q&A形式で具体的な庁内説明を行ったところです。

前回の文化財保護審議会の中で出た意見については、無形の文化財の対象が分かりやすいように、また、書き方が分からないので、例示があるとよいという意見がございました。募集する際は、記載例を用意したいと思っております。

また、他薦のみならず、自薦も可能としたものです。

受付期間については、年中受け付けるほうがよいとの意見もございましたけれども、今年度の実施状況も踏まえまして、次年度以降の対応について、検討したいと考えております。

また、管理状況のチェックにつきましては、認定後の状況について、定期的に把握したいというふうを考えております。

認定証だけではなく、登録文化財のようなプレートがあると分かりやすいという御意見もございましたけれども、現時点では認定証以外のものを用意しておりません。そういった要望が多い場合には、掲示用のフォーマットのものを用意するなど、検討してまいりたいと思っております。

認定された地域文化財は、所有者の同意を得られた物件についてはホームページで紹介するほか、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会で設定している関連文化財群とストーリーの候補とするなど、情報発信に努めていくこととしております。

初めての制度となりますので、実際にどのような文化財の応募があるのか、未知なところもございます。認定する際には、文化財保護審議会の意見を聞くこととなりますけれども、物件の整理や精査をしている段階においても、個別に相談させていただくこともあるかもしれませんので、その際は御協力をお願いしたいと考えております。

私からの説明は、以上となります。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

議事のIV「札幌市の文化財保護制度の在り方」に関して、指定文化財の候補物件選考調査について、それから札幌市地域文化財認定制度の概要について、それぞれ御報告と説明がありました。御意見、御質問等あれば、ぜひいただければと思いますがいかがでしょうか。

○池ノ上委員 地域文化財認定制度についてなのですが、もともとこれの大本になっている法律が歴史まちづくり法だと思うのですね。それをつくるときに、私学生時代だったのですけれども、山口県の萩市とか太宰府、福岡県とかをその前にやっていて、まさにその未指定の文化財をどうするのかというか、地域の歴史的風致みたいなものをどう守っていくかということで、既存の文化財保護法でも個しかだめなので、いわゆる周りの環境とか、市民の活動みたいなものを対象にして、当時はですね、特にしていなかったんで、だめだしということで、今日埋蔵の方もいらっしゃると思うのですけれども、埋蔵文化財の制度をみんなで、太宰府をやったというのもあって、勉強をし直したのですよね、文化庁の方と一緒に。包蔵地という制度があると思うのですけれども、包蔵地、実際には文化財が発掘されていないけれども、あるらしいということでエリア指定ができるという制度で、さらにすごいのは、開発行為が行われるときに、開発者に負担をお願いして発掘調査をするという仕組みがあると思うのですけれども、それによって、縄文なんかもそうだと思うのですけれども、今回も世界遺産になったようなところも大体道路開発が行われたところで出てきた遺跡がほとんどだと思うのですよね。要は、何が言いたいかという、そこまで埋蔵文化財のような、何かをするときに必ず発掘調査、掘り起こし調査みたいなことをするということは難しいと思うのですけれども、そういう仕掛けといいますか、多分山口県、先行してやっている萩市でも、太宰府でも、あと尾道とか、私が関わったところで同じような市民賛成度みたいなものを導入しているのですけれども、最初はいいのですよね。ある程度上がってくるのですけれども、リスト化するという、まさに作業でしかないので、リストに興味のある人しか関わらないというか、モチベーションがなかなか一般の市民には伝わらないのですよね。埋蔵の場合は、事前の届出が義務化されているので、それをしないと開発行為がそもそも認められないのでやるし、行政がやったときだって、行政がお金をそこでつけるという仕組みに日本中になっていると思いますね。

そこまでは難しいにしても、何かこう、まさに観光とか、これから使いたい側のニーズってあると思うのですね。その前に、リスト化する、世界遺産なんかもリスト化だと思うのですけれども、リストを作るときの理由は二つあって、一つは危機遺産をちゃんと把握するということだと思うのですよね。レッドデータリストみたいな形で。もう一つは、何か使いたい人のためにリスト化しておくということだと思うのですよね。使いたい人たちのためにというか、使いたい人たちが、このリスト化に何らかの関わりでお手伝いできていくような仕組みができると、まさにもともと我々が考えた埋蔵文化財の制度から学んで作った、この仕組みに応用できるのかなと思うのですね。それを何か観光で、文化ってこれからますますグローバル化が進むと、観光のテーマの大きな一つになっていくと思

ますよね。それをやるときに、こういう開発行為をしたときに観光商品、プログラム開発をしましたというときに、リスト化も一緒にしてもらおうように推奨していくとか、あるいは、ただしてくれと言うのも難しいかもしれないから、そういう観光プログラム、体験プログラム開発の、多少の補助金は出すからリスト化のお手伝いも一緒にしてくれないかという、それは公共の広域的なリストにしていきたいと思いますというような仕組みにするとか、何かそういう仕掛けの部分の取組ができないのかなと思ひまして、私も創成東とかいろいろところでまちづくりされている方々とお話をしていて、5万とか10万でもいいので、そういう何か補助金があれば、僕たちもすごく調べたいし、そういう活動をしていきたいけれども、名目がなかなかないと。あなたが勝手にやっているのでしょうか、民間事業者が勝手にやっているんでしょうみたいな話で、動きづらい話もあるので、萩市なんかは団体をつくることから、まちじゅう博物館というNPOを作って、いろいろな団体が乗っかるプラットフォームを作って、私の研究室の後輩とかもそこで働いていますけど、仕掛けをするためのNPOの体制みたいなものを作るのか、あるいは、もう既に札幌の場合は活動されている方たくさんいらっしゃるの、そういう方々に参加していただけるような、もう一歩踏み込んだような何か制度が、制度でなくても事業でもいいのですけれども、ができるといいなという感想というか、コメントです。

○谷本会長 他薦をしてもらおう団体への補助というような御主旨のご指摘と理解してよろしいでしょうか。

○池ノ上委員 そうですね。こちらの認定制度側からすると、リストを増やしていくということが最大のミッションだと思うのですけれども、それをいろいろな人たちに、要は掘り起こしの作業を手伝ってもらうことが一番の成功だと思うのですね。先ほどもどなたかおっしゃっていた、文化財の在り方みたいなことを普及啓発していく効果がやっぱり一つだと思うのですね。文化政策としての在り方というか、市民参加型の文化政策として、この制度はもともと、私だけではないのですけれども、我々で当初歴まち法を作るときに考え出したので、そう考えると、一部の人たちだけで終わらないようにしてほしいなど。できないと萩とかみたいに、もう10年も20年もたつとやる人がいなくなるみたいな形で、高齢化していて、実態は動いていませんみたいな話になってしまうので、せっかく札幌市さんが作った制度なので、そうやっていろいろなニーズのある人たちを巻き込んでいくような仕組み、仕掛けができるといいのかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

今具体的なビジョンに関するご指摘がありましたけれども、事務局からリプライいかがでしょう。

○事務局（宮村） 今はまだ具体的にこういったことをしていくという段階ではなく、我々が把握していない未指定・未登録の文化財がどの程度あるのかを把握したいということも含めての制度なので、活用方法は、まだ具体的にはなっていないところなのですけれども、たくさんの候補が出てきたときに、それをどういうふうを活用していくかという話

になったときに、改めてその池ノ上委員が今おっしゃったようなことも検討していく必要があるのかなという印象を持ったところです。

○谷本会長 制度は今年から始まりますので、推薦についてはどんなような動きがあるかみえない側面がありますが、推薦を池ノ上先生ご指摘のサークルのような団体等が関わつるような動きがもしあれば、また具体的に対応を工夫してみると。こういうふうになりますかね。。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。どうぞ往田先生。

○往田委員 この中で対象となる文化財の記念物や文化的景観を除き、おおむね50年を経たものとしますという、この50年というのは、国の有形文化財の50年というイメージでおられると思うのですけれども、文化ということに、歴史文化ということだけではなくて、これから育てたい文化ということも入れてもよいのではないかと思いました。というのも、例えば食文化というところでは、札幌はスープカレーというのはとても全国的に有名になりましたけれども、あれは30年ぐらいの歴史しかないと思われまます。

また、演劇、音楽というところでは、昔からのものもあるのですけれども、ここ30年で大きくなった演劇、音楽というシーンも、もちろんあるかと思えます。それも、北海道を代表するようなもので、全国発信をしているようなものもあると思えます。なので、50年というのではない、札幌だからこそできてきた文化というもの、技術的なもの、演劇的なもの、音楽も衣食住、そこら辺のことも、50年という縛りはちょっと緩くてもいいのではないかなとは思いました。そういう部分で、先ほど御意見のありましたリスト化していくというところでは、市民参加型でリスト化していくということは、とてもいいのではないかなと思えます。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

今御意見ありましたけれども、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（宮村） この50年というのは、先ほど往田委員がおっしゃったとおり、国の登録有形文化財の50年を一つの目安としたところでございます。この50年という部分について議論は、これまでの文化財保護審議会の中ではなかったと記憶をしておりますけれども、一つの目安が必要だということで、50年とさせていただいたものになります。一旦は50年の形で制度設計しておりますので、この形でいかせていただき、今後いろいろな要望等も出てくるかと思えますので、そういった中で、今後検討していければなと考えております。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

往田先生いかがでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、高瀬先生。

○高瀬委員 今日お配りいただいたこの別添資料12は、このまま市民の方に公表するの

でしょうか。

○事務局（宮村） 一般向けには別のチラシを配布する予定です。

○高瀬委員 誰に向けてお願いしているかというのが分からなかったのです。

○事務局（宮村） こちらは、市役所の内部向けの資料を添付させていただきました。

○高瀬委員 分かりました。しかし、それでもよく分からないのが、Q&Aの2番目のところで、周辺が同意しない場合はどういうケースかとあるのですが、この文章の主語は誰ですか。

○事務局（宮村） 内部向けに向けた資料になっておりますので、財産などを持っている部署に向けたものです。

○高瀬委員 各局区と書いていますが。

○事務局（宮村） 我々市民文化局なのですけれども、各局区が持っている財産等にもし同意の申請があったらというような想定でのQ&Aになります。

○高瀬委員 分かりました。去年の会議の中でも議論が出たのですけれども、記念物関係も入っていますので、動植物が入ってくる可能性がないとは言えないのですが、そのときの取り扱いが結構難しいのではないかと思います。建物群や景観なども同意の取り方についても、もし運用されたときに懸念される事項としてケアされていないなという感じがするので、少し懸念される事項かなと思います。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 この資料は、庁内向けのペーパーということですね。

○池ノ上委員 萩とかでやったときは、基本いわゆるこれカテゴリーが文化財のカテゴリーになってしまっているので、客観評価みたいな形ですけれども、基本的には客観評価ではない、主観評価なのですよね。萩の場合、地域のお宝をリスト化しようということなので、ただ一人の人の思い込みではだめなので、最低3人以上の団体でないと登録できないとか、申請できないという制度でして、主観だけれども、ある程度の地域としての客観性は担保するという形でやったのですね。本当に専門的にそれがどうなのかという判断は、よっぽど変なものでない限りはしないとか、一応学芸員が何人もNPOにはいて、学芸員が判断をするのですけれども、でも基本登録制度なので、そこまで専門的には見ないで、むしろ背景となる地域としてのストーリーみたいなものを評価するというところには出ていますよね。でも、それを札幌市さんの場合はどうするのかというところが、先ほど高瀬先生おっしゃったような形で、リストに入れるプロセスで、誰がどう判断するのかみたいな。

○高瀬委員 それもそうですね。あと、他薦であれば所有者の方から、どうやって具体的に同意を取るのがいいのかという。

○池ノ上委員 あなたの家の庭の木は、すばらしい100年の木ですかみたいな。

○高瀬委員 今おっしゃった例だと、同意は別に取らなくても、推薦はできるということなのでしょうか。

- 池ノ上委員 そうですね。ただ、萩の場合は同意がないとだめですけれども、はい、もちろん。他薦だけでも、同意は必要なことです。
- 高瀬委員 このカテゴリーだと、5番目以降を入れてしまうと、結構ややこしい問題が出てきて、何かトラブルに発展しないかなということもちょっと懸念されます。
- 1から4については、うまく運用できるかなと思うのですけれども。
- 池ノ上委員 そうですね。面のものとか、群のものが入ってくるので。
- 高瀬委員 制度自体に反対しているわけではなく、むしろやっていただきたいと思っています。
- 事務局（宮村） どのようなものが推薦されるのかという部分もあるものですから、文化財保護審議会の委員の皆様にも事前に御相談させていただく場面も出てくるかもしれないなと思っています。
- 富士田委員 すみません、忘れてしまったのですけれども、去年の会議のとき、何かリストアップしたのありましたか。あれは違ったものでしたか、これではなく？
- 事務局（宮村） これではなくて、恐らく他の制度で、複数認められているリストかと思えます。
- 富士田委員 これだけでしたっけ。
- 事務局（宮村） はい。
- 富士田委員 だとすると、これ令和5年度に、8月から10月に募集して、3月に認定すると書いてあるのですけれども、リスト自体がどの程度のものができるかどうか想定できていない状態で、認定まで行くのですかね。
- 事務局（宮村） 建物であれば、過去に調査した案件で百六十数件調査したのがありますので、そういったものは可能性としてはあるかなというところではあるのです。
- 富士田委員 ある程度の想定のリストアップしたものは、あるということですね。
- 事務局（宮村） 建物に関しては、あるということです。
- 富士田委員 それ以外は？
- 事務局（宮村） 具体的なものとしては、どのようなものが出てくるのかというのは、未知のところがあるというところではあります。
- 富士田委員 何かあったような気がしたのは、建物でしたね。はい。
- 谷本会長 8月から10月の募集期間にどれぐらい応募があるのかということですね。
- 事務局（宮村） そうですね。
- 谷本会長 もしかするとゼロ件かもしれないし。
- 事務局（宮村） 同じような制度で、川崎市では、初年度、2年度目で六十数件程度来ているというのが、ある程度近い数字になるのかなと認識しているところです。
- 甲地委員 3月の認定、公表を目指してスケジュールは動いていくということですが、けれども、例えば不幸にも認定されなかったものについて、なぜ不認定だったのかみたいな、認定されて公表されてしまえば、こういう理由だからと発表しやすいのですけれども、何

で不認定だったのかというのは、何かどこまで公表をすとかしないとか、方針はあるのでしょうか。

○事務局（宮村） これも実際上がってみないと分からないところではあるのですけれども、認定するに当たって、例えば50年という縛りありますけれども、その部分が分からないですとか、歴史的な背景が分からないですとか、そういった部分であれば、継続的に調査をしていく必要はあると思っています。例えば50年たっていないので難しいですよというのをはっきり言えるとは思いますが、そうではない部分の理由に関しては、対象外ですという判断はなかなか難しいと認識をしております、はっきり認定に当たらないというものは、恐らく継続的に調査をしていく必要があるのではないかと考えているところです。今年度の3月には間に合わなかったとしても、翌年の認定に整理される可能性はあると考えております。

○甲地委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。

○泉委員 初参加なもので、過去に議論されているのだと思うのですが、このスケジュールを見れば、2月に文化財保護審議会というは、この当審議会の意見を聴取し、リストをそのときに見せていただき、1回意見聴取をし、この認定基準が多分そこにあるのだと思うのですが、なかなかこの例えば六十数件申請があって、どれを採用し、どれを採用しないのかという意見を述べるのも、なかなか厳しくはないかなというような率直な疑問があるのですけれども、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○事務局（宮村） 推薦の理由等で、ある程度認定できるかできないかの部分は整理できると考えておまして、明らかに認定に向かうだろうというものと、逆に理由としては弱いなという部分とが出てくると思いますので、その判断が難しいものについては、特に御意見をいただくような形になると思っております。全部の案件に対して1件1件というよりは、ある程度我々のほうで整理したものについて、特に疑問点にあるものを中心に御判断いただくことになるのではないかなと認識はしているところです。

ただ、件数的な部分もあると思いますので、応募状況を見ながら、2月の審議会を待つことなく御相談させていただくことも出てくるかもしれません。

○泉委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、田山先生。

○田山委員 いろいろな文化財に関するリスト化というのは、随分盛んに行われるようになってきました。けれども、その表・リストに挙がっているだけになって、時間がたつと形式化され、なかなかそれが活かされる状況になっていない幾つかのそういう事例があるように思います。大事なことは、リストに挙げたものが、価値が見出されないまま失われないようにしなくてはなりません。あるいは市内外に広く伝え、文化保護の機運醸成を図るようにしたいものです。だから、啓発し、多くの方に知っていただくということが大事

だと思えます。リストに上げたものをどのように活用するのかということの方が、大事なのだと思えます。リストに上げた後、どうするかということも並行して考えておくのがいいかなと思っています。ですが、この活用というのはなかなか難しい。観光とつなぐとか、食とつなぐとかいろいろな試みがあり。そういった方法もあるかと思うのですが、私は、教育ともう少しリンクできないかなと思っています。例えば、各地域に様々な資料館とか、郷土館というのがあります。これは各地域の学校で、本来は子どもたちが学習で使う場です。けれども、これらの施設には補助というかサポートが入っているわけではないようです。全く各地域に任せられ、運営されているようです。

例えば、古い学校には学校の中に郷土資料室があります。例えば中央区の山鼻小学校は、立派な郷土資料室が二教室分あります。でも、この管理はなかなか大変です。歴史の好きな先生や熱心な先生が管理・整理していただけると授業で使えます。しかし多くの場合、放置状態になっています。何かこれをうまく活用できるといいのですが。先程、お話がありました埋蔵文化財の包蔵地のような義務化までいかななくても、何か学校の資料室などを整備する補助やサポートができるといいですね。実は学校の資料室の中にも、ここにある（リスト化できる）ような古い、ちょっと価値のあるものもあるかもしれません。でも、そういった選出や評価を学校の先生には普段の業務があってできません。各学校に学芸員（のような方）を置くのはとても無理だと思われまます。ですが、巡回の学芸員のような方を置くことでもいいかと思えます。何か教育に関わる歴史・文化財に関わるよう活用を積極的にできるといいと思っています。

先の話にはなりますが、札幌市も、児童数が減少します。今、統廃合が札幌市内でもあります。いずれ教員が余るといったことが生じるかもしれません。採用された教員がどうなるかという問題だと。児童数が急激に減っても先生たちにやめていただくというわけにはいきません。今は臨時の教員が足りません。今、札幌市は。先生が休んだ後の代替の先生がいない状態だそうです。だからと言って正式に採用してしまうと、いずれ児童数が減少した時に大変なことになります。

学校の郷土資料室など歴史・文化を担当できる人材を配置できるといいですね。今いろいろな補助員の方が学校に入っていますけれども、郷土資料館補助員体制ができると、このリストの挙げたものをうまく活用できるのでないかと思っています。

私が知っている範囲ですが苗穂小学校に、学校博物館という教室がそのまま残っている2階建ての建物があります。これは学校の管理なので、教頭先生が鍵を開けて中を見ていただくということになります。

新しく発掘してリストに挙げ、人も大事ですけれども、見直すと結構あるような気がします。文化財的価値がどれほどあるか分かりませんが、各学校・各地域の郷土館にもあるかもしれません。多くが荒廃している状態ですので、救いの手を延べてあげ、活用につなげたいと思っています。

○谷本会長 御意見ありがとうございました。

地域文化財の候補の募集という中に、いまご指摘いただいたようなものも当然候補としては含まれるべきだろうと思います。

今の御意見について、事務局から何かございますか。

○事務局（宮村） 教育委員会との連携ですけれども、この地域文化財ではありませんが、郷土資料館の活用につきましては、今年の2月にコロナの関係で入館者数が少なくなっている状況でしたので、改めまして郷土資料館の活用について依頼をしたので、学校からの申し込みも増えてきてくれればいいなと思っているところですが、この地域文化財は、まだ教育委員会との連携は取っておりませんので、今後検討したいと思います。

○田山委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

ちょうど予定した時間に近づいてまいりました。

これまでの議論の中で言い忘れたこと、何か最後に一言というのがあれば、この際ご発言いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

では、本日予定しておりました議事4件、全て終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

このほか何か事務局からございますでしょうか。

○事務局（宮村） 次回の審議会の予定について、御連絡させていただきます。

第2回の審議会は、今のところ年明けに開催したいと考えております。

議題としましては、本日御説明した地域文化財の認定に向けた意見聴取や文化財保存活用地域計画の取組状況について報告を行う予定としております。

ただ、それまでの間、御審議が必要な案件が出てきましたら審議会の開催に向けて日程調整などさせていただきたいと考えておりますので、御承知おきいただければと思っております。

また、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議の要旨を作成し、出席された委員に内容を確認いただいた上で公開する旨を定めております。

会議の要旨につきましては、会長の指名する委員2名から御署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

ただいま会議要旨の作成と委員による署名について、事務局から説明がございました。

会議要旨の署名委員を、会長が指名するということですので、本日の会議要旨の署名については、池ノ上先生と泉先生にお願いしたいと思いますがいかがでございましょうか。

ありがとうございました。

では、事務局は後日会議要旨を各委員に確認いただいた上で、両先生から署名をいただくようお願いをいたします。

3 閉 会

○谷本会長 以上をもちまして、令和5年度第1回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、おかげさまで滞りなく議事を全て終了することができました。誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和5年10月22日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人

池上真一

署名人

泉善行